



熊本県公報

第 1 2 2 5 9 号
平成 25 年 10 月 22 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
 - 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
 - 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
 - 平成 2 5 年度熊本県准看護師試験の実施…………… (医療政策課) 2
- 公 告**
- 土地改良計画…………… (農村計画課) 3
- 登 載 依 頼**
- 平成 2 5 年度熊本県保健医療推進協議会の開催…………… (熊本県保健医療推進協議会) 3

告 示

熊本県告示第 9 3 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 5 年 1 0 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
照古苑ひまわりホームショートステイ 宇土市松山町字野田 1 9 8 8 番	社会福祉法人白日会	平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日

熊本県告示第 9 3 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 5 年 1 0 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
照古苑ひまわりホームショートステイ 宇土市松山町字野田 1 9 8 8 番	社会福祉法人白日会	平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日

熊本県告示第 9 3 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成 2 5 年 1 0 月 2 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 2 5 年 1 0 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	辛川鹿本線	菊池郡菊陽町大字原水 5 8 1 6 番 2 地先から 合志市福原	1, 020. 0	防災安全 改築他

2707番1地先まで

2 供用を開始する期日 平成25年10月23日

熊本県告示第934号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成25年度熊本県准看護師試験を次のように実施する。

平成25年10月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験日時
平成26年2月14日（金）午後1時30分から午後4時まで
- 2 試験場所
国立大学法人熊本大学（熊本市中央区黒髪二丁目40番1号）
- 3 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 4 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。）で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成26年3月までに修業する見込みの者を含む。）
 - (2) 省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成26年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - (3) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成26年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - (4) 省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成26年3月までに修業する見込みの者を含む。）
 - (5) 省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成26年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
 - (6) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
 - (7) 外国の看護師の業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの
- 5 受験手続
 - (1) 提出書類
 - ア 受験願書（熊本県所定のもの）
写真（試験申込み前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのものとし、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）を所定の欄に貼ること。
 - イ 受験資格を有することを証明する書類
 - (ア) 4の(1)から(5)までのいずれかに該当する者 卒業（修業）証明書。ただし、平成26年3月までの卒業（修業）予定者は、卒業（修業）見込証明書とすること。
 - (イ) 4の(6)に該当する者 厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定書の写し
 - (ウ) 4の(7)に該当する者 都道府県知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の写し
 - ウ 返信用封筒
長形3号（12.0センチメートル×23.5センチメートル）の返信用封筒に宛先及び郵便番号を明記し、80円分の切手を貼付すること。ただし、一括申込みの場合は、返信用封筒に受験票の郵送に必要な額の切手を貼ること。
 - (2) 受験手数料
6,900円（熊本県収入証紙によること。）
 - (3) 受付期間
平成26年1月6日（月）から同14日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
 - (4) 提出先
熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 6 合格者の発表

平成26年3月12日(水)午前10時に県庁行政棟本館1階県民ホール及び県内各保健所(熊本市保健所を除く。)に合格者の受験番号を掲示するほか、熊本県ホームページに掲載するとともに、合格者には郵送等により通知する。

なお、電話による試験結果の問合せには、応じない。

- 7 問合せ先
熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班
電話 096-333-2206

公 告

熊本県公告第580号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営山鹿東地区(延田工区)土地改良事業(農用地の保全)の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年10月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営山鹿東地区(延田工区)土地改良事業(農用地の保全)計画書の写し
- 縦覧期間
平成25年10月23日から平成25年11月20日まで
- 縦覧場所
山鹿市役所

登 載 依 頼

熊本県保健医療推進協議会公告第1号

平成25年度熊本県保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成25年10月22日

熊本県保健医療推進協議会長

- 開催日時
平成25年10月31日(木) 午後3時から(2時間程度)
- 場所
熊本県庁新館2階201会議室(熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)
- 議題
(1)第6次熊本県保健医療計画の平成25年度取組状況について
(2)その他
- 傍聴者の定員
10人
- 傍聴手続
(1)傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2)傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県保健医療推進協議会事務局(熊本県健康福祉部健康福祉政策課内)
(電話096-333-2193)